

# コリンズ・テクリスの「登録のための確認のお願い」の 事前確認書類(押印の廃止)について ～ お知らせ ～

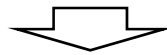
令和2年12月  
山口県土木建築部

山口県土木建築部が発注する工事及び業務委託において、コリンズ・テクリスに実績データを登録等する際の事前確認書類(「登録のための確認のお願い」)について、所属長の押印を廃止することとしましたので、以下のとおりお知らせします。

## 1 変更内容(コリンズの「登録のための確認のお願い」記入例)

### <変更前>

登録内容の事前確認結果 ※以下を記入して登録企業担当者に渡してください。	
発注機関担当者 記入欄	上記の工事实績データについて登録して良いことを確認した。
	確認年月日 : ○○○○年○○月○○日
	担当者氏名 : ○○ ○○ 印 所属部署名 : <u>山口県○○土木建築事務所 印</u>



### <変更後>

登録内容の事前確認結果 ※以下を記入して登録企業担当者に渡してください。	
発注機関担当者 記入欄	上記の工事实績データについて登録して良いことを確認した。
	確認年月日 : ○○○○年○○月○○日
	担当者氏名 : ○○ ○○ 印 所属部署名 : <u>山口県○○土木建築事務所</u>

(注)一般財団法人日本建設情報センター(以下、「JACIC」)より、発注機関の押印がないことに関し、問い合わせがあった場合は、「発注機関である山口県において、確認の押印を廃止している。」旨、お伝えください。

## 2 適用日

令和2年12月4日以降、JACICから送信される「登録のための確認のお願い」に適用します。